

神戸市水道公告

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和8年2月20日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1. 業務の概要

(1) 業務名称

管路情報管理システム/給水設計台帳管理システム再構築・運用保守業務

(2) 業務目的

神戸市水道局では、GIS 技術を用いた「管路情報管理システム」(以下、マッピングシステム)を使用し、給・配水管路等の情報を管理している。マッピングシステムは、「給水設計台帳管理システム」(以下、ファイリングシステム)と連携し、給水装置台帳や竣工図面を表示する機能を有しており、局内外の様々な業務に活用されている。

マッピングシステムは、1999年の本格稼働以降、都度改修をしながら運用をしてきたが、現行システムで使用しているOSのサポートが2029年に終了する見込みである。システムの利用継続のためには、OSの更新対応が必須となるが、システム開発元のGIS事業撤退(2016年)に伴い対応が困難な状況にある。

これまでの長期的なシステム利用の中で、データ構成やシステム構成が複雑化しており、データの更新や管理に苦慮をしているところである。さらに、近年のICT技術の発達に伴い、管路情報のWEB提供や他システムとの情報連携・共有など、マッピングシステムに求められる役割が増している。

このことから、この度のOS更新対応を契機とし、より良いシステムへ移行継承を進めていくことが本業務の目的である。

(3) 業務の範囲

事業者が実施する対象業務は、以下のとおりである。

- ① 設計・開発
- ② 運用・保守

2. 入札手続きの種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

なお、本業務は「政府調達に関する協定」及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の対象業務となる。

3. 応募条件等

(1) 入札参加者の入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 6・7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。

- ウ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- エ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- オ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- カ 「管路情報管理システムの再構築に係る基本検討業務」を受託していない、若しくは受託している者と資本関係のないこと。

（2）入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

- ア 入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、原則として失格とする。
- イ 落札者決定日から委託契約締結日までの間に、入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないものとし、これにより入札参加者が被る損害等について市は一切責を負わないこととする。

（3）応募に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したことをとする。

② 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属することとする。ただし、市は本業務の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ウ 情報公開について

提出のあった技術提案等は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、落札者に決定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

④ 市からの提示資料の取扱い

入札参加者は、市が提供する資料について、本入札参加検討以外の目的で使用してはならない。事業者は市から資料の提供を受ける場合、事前に秘密保持誓約書を提出

する必要がある。

⑤ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(4) 総合評価に関する事項

① 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格点 = (最低審査価格 / 審査価格) × 価格点に配分された得点の満点 (価格点は、小数点第2位を四捨五入するものとする。)

※ 審査価格とは、入札価格に事業者提案本市調達見積価格を加えた価格となる。

② 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、落札者決定基準（別紙）に従い、評価するものとする。

③ 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

(5) スケジュールについて

① 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

ア 入札説明書等の公表	令和8年2月中旬
イ 入札説明書等に関する質疑回答	令和8年3月中旬
ウ 提案書類の提出	令和8年4月上旬
エ 資格審査書類の受付締切	令和8年4月上旬
オ 資格審査結果の通知	令和8年4月上旬
カ 非価格要素及び価格要素の審査	令和8年4月下旬
キ 総合評価の実施	令和8年4月下旬
ク 落札者の決定	令和8年4月下旬
ケ 業務契約の締結	令和8年5月上旬

(6) 応募手続等

① 申請書、仕様書、落札者基準等の交付期間及び方法

神戸市水道局ホームページに掲載している秘密保持誓約書を提出した者に対して、6.(2) 担当部局からメール等にて随時配布する。秘密保持誓約書は原則電子メールによる提出とする。

ア 交付期間 令和8年2月20日（金）～3月6日（金）午後5時まで

② 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。

ア 提出期間 令和8年2月20日（金）～3月6日（金）午後5時まで

イ 提出方法 郵送及び電子メール。なお、郵送の受付は、受付期間内の必着に限るものとし、受付期間を超過した質問については受け付けない。

ウ 提出場所 「6. (2) 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

エ 回答方法 令和8年3月19日(木)に神戸市水道局ホームページで公表する。
なお、質問者名は公表しないこととする。

回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答する。ただし、提案書の作成に関する質疑のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者にのみ回答することもある。

③ 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

ア 提出期間 令和8年2月20日(金)～4月3日(金)午後5時までに必着のこと。
不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

なお、表には「管路情報管理システム/給水設計台帳管理システム再構築・運用保守業務 入札説明書に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出場所 「6. (2) 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

エ 提出部数 正本1部及び副本1部を提出すること。

④ 入札参加資格の審査及び結果の通知

ア 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

イ 結果の通知

令和8年4月8日(水)

ウ 入札参加資格がないと認定された者には、(イ)の通知書にその理由を付す。

エ (ウ)の理由を付した(イ)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日(本市の休日を除く。)以内に、水道事業管理者に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求められることができる。

オ (エ)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で水道局配水課に提出すること。(様式自由。紙書類により提出すること。)

カ (オ)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日(本市の休日を除く。)以内に書面により回答する。

⑤ 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」「入札金額内訳書」及び「事業者提案本市調達見積価格」（様式集 様式4-1～4-3）等（以下「入札書等」という。）、入札書等を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

【入札書等】

- ア 提出期間 令和8年3月6日（金）～令和8年4月3日（金）
午後5時までに必着のこと。
不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
入札書等は、外部から内容が見えない荷姿とし、表には「管路情報管理システム/給水設計台帳管理システム再構築・運用保守業務に係る入札書等在中」と朱書きのうえ、入札書に押印した印鑑と同じ封印をし、提出すること。
入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。
- ウ 提出先 「第6.（2）入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。
- エ 提出部数 入札書等は1部提出すること。

【事業提案書等】

- ア 提出期間 令和8年3月6日（金）～令和8年4月3日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 電子メールおよび郵送または持参により提出すること。
- ウ 提出先 「第6.（2）入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。
- エ 提出部数 事業提案書等は正本1部及び副本6部を提出すること。なお、正本は別添資料も含めて入札参加者がわかるように記載し、副本は正本から入札参加者名及び入札参加者名を類推できる表現・ロゴ等を外したものとす。また、電子データについては、正本1部及び副本2部とする。（入札書等の電子データの提出は開札後に提出すること）

⑥ 提案書等作成要領

- ア 仕様書に示す本市の要求事項に対し、提案評価項目に示す各項目の記載内容に基づき、項目順に漏れなく提案書に記載すること。なお、提案書にはページ番号を記載すること。

- イ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。
- ウ 提案書の説明は、専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。提案評価項目の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい提案書は評価できないことがある。
- エ 提案書は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

⑦ 提案内容説明会（プレゼンテーション及び質疑）

提案書だけではわかりにくい部分を補足するため、提案内容説明会（以下、「説明会」という）を実施する。説明会は非公開とし、本市職員が参加する予定である。内容は、提案書に関する質疑を行う予定である。

この説明会は、提案内容について書面だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、入札参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり、評価時の正式書類としては扱わない。

なお、説明会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。また、説明会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等のため、結果として評価上の不利益を受けることはあり得る。

ア 開催日時 令和8年4月下旬（予定）

（※詳細な日程、時間は、資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。）

イ 確認場所 神戸市水道局総合庁舎 3階北会議室

⑧ 開札予定日

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うこととする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア 開催日時 令和8年4月下旬（予定）

（※詳細な日程、時間は、資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。）

イ 確認場所 神戸市水道局総合庁舎 4階中会議室

(7) 入札にあたっての留意事項

① 一般的注意事項

ア 入札書記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 業務費内訳書について

入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めらるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。内訳書のうち、単価契約として契約を交わす必要がある項目については、価格算出の根拠を記載の上、提出すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額(税抜き)と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。

ウ 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。

② 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札書等及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき
- イ 入札書等の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき
- ウ 入札書等に記名及び押印がないとき
- エ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受領しなかった者の入札
- オ 一つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- カ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
- キ 入札参加者及びその他代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき
- ク 入札参加者の資格がない者が入札したとき。など、入札参加資格がない場合でも、開札日までに入札参加資格を取得すれば、当該入札は有効なものとする
- ケ 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき
- コ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により入札等に記入したとき
- サ 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- シ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

③ 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。市の算定根拠は公表しない。

予定価格	1,321,645,325円
------	----------------

(消費税10%を含む。)

④ 入札辞退に関する提出書類

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式集 様式3-5)を提出すること。

ア 提出方法 持参により提出すること

イ 提出先 「6.(2) 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

4. 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

① 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須とする評価項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）

② 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。

この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2人以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

（2）事業者選定評価委員会の設置

市は、事業者提案の審査に際して、市職員により構成する管路情報管理システム/給水設計台帳管理システム再構築・運用保守業務 事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、事業者選定評価委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び事業者選定評価委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

（3）審査の内容

市は、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、入札価格を基に評価する定量的評価と、提案内容を基に評価する定性的評価とを実施し、事業提案書等の内容について総合的に審査を行うこととする。なお、定性的評価に際しては、事業者選定評価委員会で委員の評価を経て、その評価を基に市が取りまとめることとする。

また、審査の過程において入札参加者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施日時、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

（4）審査項目

審査項目は、別添資料2「落札者決定基準」を参照すること。

（5）落札者の決定

市は、提案内容を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。また、落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知する。

(6) 審査結果及び評価公表

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者の入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。）について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

(7) 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- ① 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、水道事業管理者に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ② 水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

(8) 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市水道局配水課

6. その他

(1) 情報公開及び情報提供

市は、本事業の入札に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う場合がある。

(2) 入札説明書等に関する問い合わせ先

担当部局	神戸市水道局配水課
郵便番号	〒650-0016
住所	神戸市中央区橋通3丁目4番2号（総合庁舎3階）
電話	078-958-7650
H P	https://kobe-wb.jp/news/20260120/
電子メール	haisuisyomu@city.kobe.lg.jp

(3) 契約に関して

① 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに水道局配水課で契約書類等を受領し、その日を含めて10日以内に所定の契約手続きをすること。10日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

② 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。

③ 落札者が提出した技術提案等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、履行義務としない。

④ 契約保証金

神戸市水道局契約規程第 20 条第 1 項および第 21 条の 16 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、神戸市水道局契約規程第 21 条の規定により、以下のいずれかの条件に該当する場合は契約保証金を免除する。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

なお、納付された契約保証金は、本業務の最終の履行確認後、支払いを行う際に変換する。

(4) 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約準備行為

本件は、令和 8 年度予算の成立を前提とした契約準備行為として実施するものであり、予算が成立しない場合は、本契約を締結しない。その場合、入札参加者に対して損害賠償等の責任を負わない。

(6) その他

入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の

会社等又は更生会社（会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合